

業務改善を図る事業主の皆様へ【業務改善助成金】**◆改善経費の3/4 最大100万円を補助！**

※労働者数が31名以上は、1/2を補助

労働能率(作業能率向上)の増進に資する①設備や器具の導入などにより業務改善効率を図り、②働く方々の賃金改善を図るための助成金です。対象は設備や器具の導入経費などの4分の3(上限100万円)です。

◆支給要件

- ・労働能率(作業能率向上)の増進に資する①設備や器具の導入(買換え、改良等を含む)等の業務改善を図ること。
- ・4年以内に事業場内で最も低い時間給を②800円以上に引上げる計画を作り、1年当り40円以上の引上げを行い、計画に基づき賃金を支払うこと。

※お問合せ先：佐賀労働局労働基準部賃金室TEL：0952-32-7179

◆マル経資金の限度額が2,000万円へ引上げ！

マル経資金とは、商工会議所の経営指導を受けている小規模企業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・低利でご利用できる制度です。

1. 融資限度額 2,000万円以内
2. 利率 年1.25% (固定金利) (平成27年4月10日現在)
3. 返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内
4. 利用できる方 次の条件を全て満たしていることが必要です。

- 常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、その他は20人以下の小規模事業者。
- 最近1年以上、商工会議所地区内で事業を営んでいる方。
- 商工会議所の経営指導を6カ月以上受けていること。
- 納期限の到来している所得税(法人税)、事業税、住民税を完納していること。

当所では、利子補給制度も設けておりますので、さらに金利負担が少なくてすみます。

補給率：借入利率の0.5%以内(但し、補給率0.5%を併せて実質金利が1.0%を下回らない範囲)

※最近の業況等により、ご意向に添いかねる場合がございますので、予めご了承下さい。

◇5月の無料相談日のご案内

- | | | | |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| 税務相談 | 5月7日(木) | 5月18日(月) | 顧問税理士(大竹税理士) |
| 金融相談 | 5月1日(金) | 日本政策金融公庫国民生活事業 | |
| | 5月12日(火) | 日本政策金融公庫中小企業事業 | |
| | 5月13日(水) | 佐賀県信用保証協会 | |
| 法律相談 | 5月1日(金) | 山下弁護士 | 5月8日(金) 行政書士会 |
| | 5月15日(金) | 司法書士会 | 5月22日(金) 県弁護士会 |

*どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。